

鹿島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助
団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規
定により次のとおり公表する。

令和8年3月6日

鹿島市監査委員 村 田 敏 樹

鹿島市監査委員 山 口 孝

令和7年度 財政援助団体等監査結果の指摘事項等に対する改善措置状況

【対象部署】 建設住宅課	
指摘事項	改善措置の内容
1. 契約書第36条に規定されている第三者への維持管理運営業務の委託について、市長の承諾を受けていないものがあったので、構成企業等以外の第三者へ委託する場合は、契約書に従い適正に処理されたい。	1. 契約書第36条に規定されている第三者への維持管理運営業務の委託については、市長の承諾を受けたことが確認できるよう文書で残しておく必要があった旨双方で共有し、今後、委託先の変更や追加が発生した際は文書にて届出し管理者が承諾するよう改善します。
2. 契約書第37条に規定されている6月ごとに作成される業務報告書について、上半期と下半期で業務報告の記載が全く同じ文言のものがあったので、記載の仕方について適切な内容となるよう検討されたい。	2. 契約書第37条に規定されている業務報告書については、選定事業者(北鹿島中村住宅株式会社)と協議し、各期の設問や記載内容の見直しを検討するよう指導を行いました。
3. コミュニティ形成支援業務について、要求水準書等の内容を実施されていないものがあったことから、今後の実施に向けた取り組みを検討されたい。	3. コミュニティ形成支援事業については、コロナ前に行っていた防災訓練などの再開や地元要望に考慮したコミュニティ形成に向けた支援業務に取り組むよう指導を行いました。 今後の対策として、履行確認を行うことで実施状況の把握に努めます。
4. 契約書第37条に定められた6月ごとに作成される業務報告書について、確認した内容の通知が指定管理者へなされていなかったため、規定に従い通知されたい。	4. 契約書第37条に規定されている業務報告書に対する通知については、規定に従い指定管理者(北鹿島中村住宅株式会社)へ通知を行います。
5. 契約書第46条に定められたモニタリングに対する結果について、指定管理者への通知がなされていなかったため、規定に従い通知されたい。	5. 契約書第46条に定められたモニタリング結果の通知については、規定に従い指定管理者(北鹿島中村住宅株式会社)へ通知を行います。

<p>6. 文書の保存期間について、契約書等に規定が設けられていないことから、本事業の長期性を踏まえ、維持管理・運営業務に関する書類の適切な保存期間を定められたい。</p>	<p>6. 文書の保存期間については、選定事業者（北鹿島中村住宅株式会社）と協議し、文書の性質に応じた保存期間の設定を行いました。</p>
<p>7. 年度終了後に提出される事業報告書について、契約書と協定書で提出期限に相違があったため整合を図られたい。</p>	<p>7. 年度終了後に提出される事業報告書の提出期限については、契約書に定めてある「事業年度の末日から3月以内」が正しいため、協定書の期限の修正を行いました。</p>
<p>8. 指定管理業務に係る収支の実態を適切に把握するため、市営中村住宅の管理に関する協定書第12条に基づき、必要に応じて指定管理事業者へ説明を求め、収支の詳細を把握するよう努められたい。</p>	<p>8. 維持管理・運営業務にかかる委託料については指定管理事業者（北鹿島中村住宅株式会社）へ説明を求め、管理者（鹿島市）として収支の把握に努めます。</p>